

Doing Business in Indonesia 2021

General Legal Guide for Doing Business in the Omnibus Law Era

(In English and Japanese)

Prepared by:



Nusantara Legal Partnership

In collaboration with:



KURODA LAW OFFICES

年インドネシアのビジネス環境：オムニバス法下における法的ビジネスガイド総論

日本語版

1. インドネシアの経済・投資環境概要.....	4
2. インドネシアでの事業活動に関する法的概論.....	5
2.1 事業体の種類.....	5
2.2 企業の設立.....	6
A. 駐在員事務所設立の一般手順及び要件.....	6
2.3 政府機関.....	7
2.4 オムニバス法下における事業許可の変更.....	7
A. リスクベースの事業許可の概要.....	8
B. ポジティブ投資リスト.....	9
3. 税務全般.....	11
3.1 税当局.....	11
3.2 事業課税.....	12
3.3 個人への課税.....	12
3.4 新型コロナウイルス蔓延中の税優遇措置.....	12
3.5 オムニバス法による税務規定の改正.....	14
A. 所得税法.....	14
B. VAT 法.....	14
C. KUP 法.....	14
4. インドネシア会社法に基づく会社のコンプライアンスに関するガイダンス総論.....	15
4.1 会社のガバナンス.....	15
4.2 名義貸しの禁止.....	16
4.3 全般的報告義務.....	16
A. BKPM に対する投資活動報告.....	16
B. 労働省(「MoM」)に対する会社の労働力報告義務.....	16
4.4 会社の社会的責任.....	17
4.5 通貨.....	17
4.6 言語.....	17

5.	雇用	17
5.1	雇用契約	18
A.	契約期間	18
B.	雇用契約の形態	18
5.2	業務委託	19
5.3	従業員の賃金	19
5.4	年金及び社会保険	19
5.5	雇用契約の解除	20
5.6	労使関係	22
5.7	外国人労働者の雇用	22
6.	紛争解決	22
6.1	法の選択	22
6.2	言語の要件	23
6.3	民事訴訟	23
6.4	仲裁	24
A.	審理廷の選択	24
B.	仲裁規則	25
6.5	仲裁判断の執行	25
A.	国内の仲裁判断	25
B.	外国の仲裁判断	25
7.	再編、破産及び清算	25
7.1	破産及び債務支払の停止	25
7.2	債務支払義務の停止の解除	27
7.3	破産宣告への影響	27
A.	債務者に対する影響	27
B.	債権者に対する影響	27

1. インドネシアの経済・投資環境概要

インドネシアは、世界で四番目に人口の多い国で、その総人口数は2億7000万人になります。購買力平価でいうと世界で十番目の経済大国であり、天然資源も豊富なG-20メンバー国です。インドネシアの国内経済は、現在成長を続けており、人口の伸びも予測されています。

インドネシアでは貧困の削減が大幅に進み、貧困率は、1999年から2020年に9.78%となるまで、半減以上させることに成功しました。2012年から新型コロナウイルスが蔓延する2020年までの間、インドネシアは、G-20の中で二番目に早い経済成長を示しました。一方、2020年9月に収集されたBloombergデータにおいてインドネシアは、G-20経済の中で最も経済成長を遂げた国として、中国及び韓国に次ぐ三番目にランキングされました。

2020年、インドネシア経済は混迷し、2019年から2.1%のマイナス成長となりました(前年比で5ポイント減)。これは、1997年から1998年のアジア経済危機以降、インドネシアが初めて経験した景気後退です。しかしながら、世界銀行は、インドネシア経済が2021年には4.4%上昇という回復を見せるであろうと予測しています。

新型コロナウイルスの感染蔓延により景気が後退したことから、先行き不安を払拭する取り組みをインドネシア政府が強いられたことは間違いありません。その取り組みの一つが、雇用創出に関する2020年法律第11号(「オムニバス法」)の発行を通じた大規模経済改革の実施です。オムニバス法及びその実施細則の狙いは、インドネシアの経済的魅力を強化し、法人税の引下げ、厳格な雇用法の再編、事業許可制度の簡素化、及び投資に対する行政手続及び規制による障壁の低減を行い、経済の回復を加速化することです。規則により、医療サービス、技術及び電気通信等、多くのセクターを推進する基礎も提供されています。さらに、インドネシアで増大しつつあるeコマースによって起業傾向の高まりが見られ、インダストリー4.0の挑戦を克服するための基礎も構築されつつあります。

国家開発企画庁(BAPPENAS)の2020~2024年戦略的投資計画によると、政府は、以下を含む複数の主要な事業セクターの拡張及び発展に注力することとなっています — (i)インフラストラクチャ、(ii)農業、(iii)製造業、(iv)海洋業、並びに(v)観光業、特別経済区域及び工業団地。

2. インドネシアでの事業活動に関する法的概論

2.1 事業体の種類

インドネシア法は、多くの形態の事業体を認めています。本法的ガイドでは、インドネシア市場に参入する外国企業が最も一般的に使用する、以下の事業体について論じます – (i) 駐在員事務所、及び (ii) 有限責任会社。

- A. 駐在員事務所:** 外国投資家がインドネシア国内に現地拠点を構える場合、駐在員事務所を設立することが、現実な選択肢と言えるでしょう。3 つの一般的な駐在員事務所の形態を以下に挙げます – 外国駐在員事務所 (Kantor Perwakilan Perusahaan Asing = **KPPA**)、外国商事駐在員事務所 (Kantor Perwakilan Perusahaan Perdagangan Asing = **KP3A**)、建設駐在員事務所 (Badan Usaha Jasa Konstruksi Asing = **BUJKA**)。

KPPA 及び KP3A は、外国企業が許可を受けてインドネシア国内に設立する事務所です。これらは、法人とはみなされず、許可される活動は限定されています。許可される活動には、市場調査や連絡を行う活動 (すなわち、海外にある本社をインドネシアの関係者をつなぐ現地連絡先としての活動) が含まれます。重要なこととして、KPPA 及び KP3A は、インドネシア国内で取引行為を実施したり収益を上げたりすることがないよう、厳格に制限されています。

BUJKA は、インドネシア企業と建設サービス及び建設コンサルティングサービスを行うための共同活動契約を締結する、という特定の目的のために設立されます。KPPA や KP3A とは異なり、BUJKA には収益を上げる活動の実施も認められています。そのため、BUJKA の設立に関する規制上の要件は、事業許可手続の面で若干の違いはあるものの、事業許可を受けるインドネシアの建設サービス企業と同様です。

- B. 有限責任会社:** 直接投資という観点からインドネシアの会社を区分すると、以下のようになります。
- i. **外国投資企業 (Perusahaan Modal Asing = PMA 企業):** 外資の株式保有がある企業
 - ii. **国内投資企業 (Perusahaan Modal Dalam Negeri = PMDN 企業):** 株式保有が国内のみの企業

PMA企業及びPMDN企業は、法務人権省(MOLHR)及びオンライン・シングル・サブミッション(OSS)システムに登録されます。投資省(以前は、インドネシア投資調整庁 = BKPMとして知られていた機関)が現在運営しているOSSシステムは、関連する事業許可機関を中央政府の下に統一する統合事業許可システムを提供しています。

外資に認められている事業活動の実施を計画する外国企業は、実際には、PMA企業を設立するか、インドネシア企業の株式を取得することになるでしょう。上流石油・天然ガスサービスや建設サービス等の限られた分野では、外国企業がインドネシア国内で事業を実施する場合、事業許可を受ける必要があります。

最低限必要な株式保有: 会社法により、PMA企業及びPMDN企業には、少なくとも2名の株主がいることが要求されています。一方、オムニバス法は、零細・小規模企業については前記要求事項の適用除外とし、株主1名だけで有限責任会社を設立することを認めています。ただし、零細・小規模企業は、PMDN企業としてしか設立することができず、PMA企業は大規模企業とみなされるため、株主2名以上という要求事項を満たす必要があります。

2.2 企業の設立

A. 駐在員事務所設立の一般手順及び要件

一般手順: インドネシア国内に駐在員事務所を設立する際に取りべき手順は、以下のとおりです。

- (i) 駐在員事務所の設立に関する書面(本国のインドネシア大使館が公証したもの)の作成
- (ii) インドネシア国内の事務所の賃貸
- (iii) 駐在員事務所責任者の選任
- (iv) オンライン・シングル・サブミッション(OSS)システムに申請し、事業者番号(Nomor Induk Berusaha)及び関連の許可を取得
- (v) 関連する税務署に納税者番号(Nomor Pokok Wajib Pajak = NPWP)を申請
- (vi) 営業用インドネシア銀行口座の開設
- (vii) 建設駐在員事務所(BUJKA)の場合、国民住宅省(MPWH)に許可申請を提出

資本要件: 現行法には、KPPA又はKP3Aの設立に関する資本投資要件の規定は一切ありませんが、BUJKAの設立に関しては、年間売上及び資本の要件がMPWHによって規定されています。

大まかなスケジュール： 駐在員事務所の設立には、書面の作成から営業の準備が整うまで、およそ 1 か月から 2 か月かかります。

B. PMA 企業設立の一般手順及び要件

一般手順： 外国投資家は、以下の手順を踏む必要があります。

- (i) 法務人権省(MOLHR)に会社名を予約
- (ii) PMA企業が計画している事業活動の分析
- (iii) 設立証書及び定款の草案作成、並びに公証人の面前におけるPMA企業による証書への署名
- (iv) 電子ファイルシステムを通じたMOLHR承認の取得
- (v) OSSシステムに申請し、事業基本番号(NIB)を取得
- (vi) 関連する税務署に納税者番号(NPWP)を申請
- (vii) 会社の営業及び株式資本入金のためのインドネシア銀行口座の開設
- (viii) 課税事業者証明(Surat Pengukuhan Pengusaha Kena Pajak = **SPPKP**)の取得
- (ix) 該当するところに応じて、事業許可の取得及び事業要件の充足

最低資本要件： リスクベースの事業許可サービスと投資優遇措置の指針及び手順に関する 2021 年 BKPM 規則第 4 号に従い、PMA 企業には、100 億インドネシアルピアという最低払込資本がなければならず、100 億インドネシアルピア(約 70 万米ドル)の出資コミットメント(土地建物を除く)も満たしていなければなりません。

大まかなスケジュール： PMA 企業の設立には、書面の作成から営業の準備が整うまで、およそ 2 か月から 3 か月かかります。ただし、関連当局が要求する書面手続により、スケジュールは事業毎に異なる可能性があります。

2.3 政府機関

銀行及び金融セクターを除くすべての外国投資に関し、承認及び／又は許可の手続及び発行の責任を全般的に負っているのは、インドネシア投資調整庁(BKPM)です。新制度の下では、統合された OSS システムを通じて事業許可が発行されます。

2.4 オムニバス法下における事業許可の変更

インドネシア政府は、2020 年 11 月 2 日以来、雇用創出に関する 2020 年法律第 11 号(**オムニバス法** 又は**法律 11/2020**)を制定しています。オムニバス法は、新しい規定を定め、78 の既存の法律を改正す

ることにより(改正法一覧は[こちら](#)を参照)、インドネシアの投資環境及び事業許可制度に大幅な変化をもたらしています。

A. リスクベースの事業許可の概要

オムニバス法は、事業許可の要件及び手順を再編し簡素化する大幅な変更をもたらしました。オムニバス法により、特定の事業については、事業許可の取得も必須ではなくなりました。これについては、投資事業分野に関する 2021 年政府規則第 5 号 (GR 5/2021) に詳細に規定されています。

以前の制度とは異なり、各事業に必要な事業許可は、活動からもたらされるリスク及び潜在的リスクに基づいています。今では事業は以下の 3 つのリスクカテゴリーに区分されています – (i) 低リスク、(ii) 中リスク(すなわち、低～中及び中～高リスク)、及び (iii) 高リスク。

リスク区分毎の事業許可の要件について、以下に詳述します。

リスクレベル	事業許可書類
低リスク	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 事業者が事業活動及び営業行為を開始するには、事業基本番号 (Nomor Induk Berusaha = NIB) の取得が要求されます。 ▪ NIB は、特に、(i) インドネシア国家規格 (Standar Nasional Indonesia = SNI)、及び/又は (ii) ハラル保証書 (低リスクの小/中規模企業の場合); 輸入業者認定番号 (Angka Pengenal Impor)、税関アクセス権 (Hak Akses Kepabeanan)、及び環境管理および監視の声明 (Surat Pernyataan Kesanggupan Pengelolaan dan Pemantauan Lingkungan Hidup) としても通用します。
低～中リスク	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 事業者には、事業活動の開始前に (i) NIB; 及び (ii) 標準証明書 (Sertifikat Standar) を取得することが要求されます。 ▪ 標準証明書とは、オンライン・シングル・サブミッション (「OSS」) システムを通じて提出される、標準要件の遵守に関する独立した書面です (GR 5/2021 第 13 条(1) 及び第 13 条(2))。
中～高リスク	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 事業者が準備段階の活動 (不動産物件の調達、従業員の採用、事業開始前要件の充足等) を開始するには、(i) NIB 及び (ii) 未検証の標準証明書の取得が要求されます。

	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 事業活動実施標準の遵守に基づき、中央政府又は関連する地方政府から検証済みの標準証明書が発行されると、会社は、事業活動の取引段階を開始することができます (GR 5/2021 第 14 条(1) 及び第 14 条(2))。
高リスク	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 事業者には、(i) NIB、(ii) 事業許可、及び必要に応じて (iii) 標準証明書の取得が要求されます。 ▪ 事業者が中央政府又は地方政府の定める一定の条件及び検証事項(環境への影響分析等)を満たすと、事業許可が発行されます。

リスクベースの事業許可を実施するセクター: リスクベースの事業許可が実施されるのは、下記の 16 の事業セクターです。

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| i. 海洋水産 | x. 保健、薬品及び飲食品 |
| ii. 農業 | xi. 教育及び文化 |
| iii. 環境林業 | xii. 観光 |
| iv. エネルギー及び鉱産資源 | xiii. 宗教 |
| v. 原子力 | xiv. 郵便、通信、放送、電子システム事業及び取引 |
| vi. 工業 | xv. 国防及び安全保障 |
| vii. 商業 | xvi. 労働 |
| viii. 公共事業及び住宅 | |
| ix. 運輸 | |

既存事業への影響: 有効な事業許可を既に取得している既存の事業者が、**影響を受けることはありません。**一方、まだ義務を果たして**おらず**、有効な事業許可を有していない事業者は、GR 5/2021 に従ってその事業許可申請手続が進められることとなりましたので、義務の遵守について調整する必要があるでしょう。

B. ポジティブ投資リスト

インドネシア政府は、オムニバス法実施細則として、投資事業分野に関する 2021 年大統領規則 (「PR」) 第 10 号 (2021 年 PR 第 49 号による改正を含む) (「PR 10/2021」又は「ポジティブリスト」) を発行しました。

PR 10/2021(ポジティブリスト)は、投資に閉鎖されている事業分野と条件付きで開放されている事業分野の一覧に関する2016年PR第44号(ネガティブ投資リストとして知られていたもの)を無効とし、これに取って代わりました。ポジティブリストには、以前外国投資に閉鎖されていた、あるいは制限されていた、多くの事業セクターを開放するという大幅な変更が見られます。

ポジティブリストに基づき、投資に対して完全に閉鎖されている、あるいは専ら中央政府に留保され第三者の協力が一切認められていない特定の事業を除いて、すべての事業セクターが今や投資対象として開放されています。PR 10/2021は、事業活動を以下のカテゴリーに区分しています。

- i. **閉鎖されている事業セクター:** 投資に対して閉鎖されている事業活動で構成されるこのカテゴリーには、麻薬の栽培、あらゆる形態のギャンブル及び／又はカジノ事業、CITES(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)種の漁獲、化学兵器製造及びサンゴの採取事業等が含まれています。

さらに、公共サービス又は戦略的防衛及び安全保障事業は、中央政府のみが実施できるものであり、相手が国内事業者か外国事業者かにかかわらず、一切の提携に対し閉鎖されています。

- ii. **PR 10/2021の付属書類Iに列記されている投資優先セクター:** 合計246の優先事業活動が、投資優先セクターとして列記されています。関連する政府機関により確認されたとおり、当該カテゴリーに列記されている事業セクターは、100%外国直接投資に対し開放されています。

列記されている各事業は、適用法に基づき利用可能な経済上その他の奨励措置(課税控除／免税期間、輸入税免除、事業許可／移住及び雇用事項に関する緩和措置を含む)を享受することができます。

- iii. **共同組合及び零細・中小企業(「CMSME」)に留保されているか、これらとのパートナーシップが要求される事業:** PR 10/2021の付属書類IIには、このカテゴリーに含まれる合計106の事業活動が列記されています。CMSMEに留保されているすべての事業について、外資所有が制限されています。一方、PMA企業は、政府がグローバル・バリュー・チェーンに含めることを意図しているいくつかの事業について、CMSMEとパートナーシップを結ぶことができます。

- iv. **条件付きで投資に開放されている事業**: 本リストに含まれているのは、概ね、(i) 国内投資家に完全に留保されている事業; (ii) 外資所有が制限されている事業; (iii) 特別な事業許可を必要とする事業; 又は (iv) アルコール飲料の管理及び監視に関するその他の規制に従い、緊密に監視され、厳しく規制されている事業です。

オムニバス法により事業活動の緩和措置が導入されましたが、投資を計画する者には、計画中の具体的な投資事業分野がどのように区分されるかについて、専門家の助言を得ることを強くお勧めいたします。

3. 税務全般

インドネシアにおける税は、一般的に、以下の法規により規制されています。

- i. 税務の一般規定及びガイドラインに関する1983年法律第6号(2021年法律第11号による直近の改正等、複数回の改正を含む) (「**KUP法**」)
- ii. 所得税に関する1983年法律第7号(2021年法律第11号による直近の改正等、複数回の改正を含む) (「**所得税法**」)
- iii. サービス及び物品に関する付加価値税(「**VAT**」)並びに奢侈品販売税に関する1983年法律第8号(2021年法律第11号による直近の改正等、複数回の改正を含む) (「**VAT法**」)
- iv. 土地建物税法に関する1994年法律第12号
- v. 地方税及び懲罰に関する2009年法律第28号(2021年法律第11号による改正を含む)

3.1 税当局

インドネシアの税金の殆どは、財務省(「**MoF**」)国税総局(「**DGT**」)が集中管理していますが、地方税は、その例外であり、地方政府が管理し徴収しています。

DGTは、インドネシアの財務ポリシーの遂行に関する技術ガイドライン及び手順を策定しています。これに関し、DGTには、納税者の納税義務の管理(すなわち、納税義務遵守の監視、税の徴収、カウンセリング及び税務監査の実施)を行う様々な部署があります。各納税者には、1名の税務署担当者が割り当てられます。

3.2 事業課税

インドネシアで事業を行う外国企業のインドネシア国内恒久的施設(PE)に適用される主な税には、法人税(CIT)、支店収益税、源泉徴収税(すなわち、PPh 21、PPh 22、PPh 23、PPh 26及び源泉分離課税(「源泉徴収税」))、付加価値税(「VAT」)及び奢侈品販売税(「LGST」)の他、土地建物税、地方税及び印紙税を含むその他の各種間接税が含まれます。

重要なこととして、インドネシアへの投資を計画する外国企業は、認定を受けたインドネシアの税務コンサルタントから詳細な税務アドバイスを得る必要があります。

3.3 個人への課税

個人の納税者に適用される税には、特に、源泉徴収税、土地建物税(Pajak Bumi dan Bangunan = **PBB**)、土地建物取得税(Bea Perolehan Hak atas Tanah dan Bangunan = **BPHTB**)、VAT、LGST及び印紙税が含まれます。

3.4 新型コロナウイルス蔓延中の税優遇措置

2019年の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の蔓延は、インドネシア経済にも影響を及ぼしました。インドネシア政府は、感染症蔓延が経済に及ぼした影響への対応として、事業者及び個人をサポートするため、所得税及びVAT上の奨励措置を納税者に提供する様々な規則を発行しています。

No	規則	備考
1.	2021年MoF規則第9/PMK.03号(2021年MoF規則第82/PMK.03号による改正を含む)(「PMK-09」)	2021年12月まで有効な税制上の奨励措置は、以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">年間の定収入が2億インドネシアルピア以下である従業員に関するPPh 21を、政府が負担。適格な納税者による輸入に対するPPh 22を、免除。適格な納税者の月払PPh 25所得税を、50%削減。2018年政府規則第23号に基づく0.5%の源泉分離課税制度分を、政府が負担。かんがい用水の利用向上のための迅速化プログラムに基づく納税者の工事収入に対する源泉分離課税を、政府が負担。還付請求した適格な納税者に、50億インドネシアルピアを上限として予備的VAT還付を提供。

2.	以前の 2021 年 MoF 規則第 21/PMK.010 号を取り消す 2021 年 MoF 規則第 103/PMK.010 号（「 PMK-103J 」）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ (i) 売却価格が 50 億インドネシアルピア未満の戸建住宅もしくは居住ユニット、又は (ii) 即利用可能な状態でデベロッパーから直接引き渡された新築の戸建住宅もしくは居住ユニットに適用される VAT を、政府が負担。 ▪ 優遇期間を、2021 年 12 月まで延長。（以前の期間は、2021 年 3 月から 8 月）
3.	2021 年 MoF 規則第 102/PMK.010 号（「 PMK-102J 」）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 2021 年度に事業用のスペース又は建物を賃貸した小売業者に課される VAT の一切を、インドネシア政府が負担。 ▪ 上記奨励措置を享受するのは、小売業の一環として最終顧客に商品／サービスを引き渡す事業主。これには、ショッピングセンター、ショッピングモール、アパートメント施設、ホテル、病院、教育施設、公共輸送施設、事務所施設、及び公設市場内に所在する独立した店舗／直販店を含む。上記奨励措置を享受するテナントの貸主は、(i) 特定の VAT 請求書の提供、及び(ii) DGT に提出した実施報告書の提供をすること。
4.	2021 年 MoF 規則第 83/PMK.03 号（「 PMK-83J 」）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 医療分野事業に対する税優遇措置（<u>すなわち</u>、VAT、第 21 条、第 22 条及び第 23 条所得税） ▪ 新型コロナウイルス製品のサプライヤーに対する追加税控除、控除対象の寄付、医療従事者の追加所得に対する源泉分離課税第 21 条に基づく税率 0%、及び賃貸料収入に対する源泉分離課税に基づく税率 0% ▪ 奨励措置期間を 2021 年 12 月 31 日まで延長（以前の期間は、2021 年 6 月まで）
5.	2021 年 MoF 規則第 68/PMK.010 号（「 PMK-68J 」）	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 特定の産業セクター（航空機の保守、修理及び整備（MRO）セクターを含む）の輸入税を、政府が負担。 ▪ 商品及び材料の詳細なリストは、飲食物、化学品、薬品、織物、金属、機械類、輸送及び電子関係の産業を対象とする PMK-68 の付属書類で閲覧可。 ▪ 上記奨励措置は、2021 年 6 月 22 日から 2021 年 12 月 31 日まで適用。

3.5 オムニバス法による税務規定の改正

オムニバス法は、所得税法、KUP法及びVAT法を含むいくつかの税関連規定を改正しています。オムニバス法による税改正を、以下にいくつか挙げます。

A. 所得税法

- 配当金及び恒久的施設(PE)の税引き後純利益が、一定期間内にインドネシアに再投資される場合、これらに関する所得税及び源泉徴収税は免除されます。
- 183日を超えて国外に居住しているインドネシア国民は、外国人納税者として扱われます。税法上インドネシア居住者である外国人は、インドネシアを収入源とする所得についてのみ課税されます(全世界所得ベースから領域内所得ベースに変更)。

B. VAT 法

- オムニバス法により、課税対象商品の引渡しに関する定義から、委託による課税対象商品の引渡しが除外されました。
- 会社の新株における払込済資本への出資としての課税対象商品の引渡しは、譲渡人と譲受人の双方がVATに関して登録されている場合、課税対象の引渡しとはみなされません。
- 一定条件の下、製造段階前に発生したVATの事業関連部分のすべてについて、翌期間と相殺すること、並びに年末に還付請求することが可能です。

C. KUP 法

- 税金の納付不足に対する制裁は、月2%という一律の固定料率から、MoFが定める月利に対応する変動料率に変更されます。これは、税金の過払分に対する利息にも適用されます。さらに、VAT請求書に誤り又は発行の遅れがあった場合の罰則は、VAT課税額の2%から1%に引き下げられます。
- 税金徴収票発行の時効は、5年となります。

4. インドネシア会社法に基づく会社のコンプライアンスに関するガイダンス総論

4.1 会社のガバナンス

会社法に関する 2007 年法律第 40 号(2020 年法律第 11 号による改正を含む) (「**会社法**」)により、PMA 企業及び PMDN 企業には、株主、取締役会 (「**BoD**」) 及びコミサリス会 (「**BoC**」) という 3 つの組織による支配が義務付けられています。

- i. **株主**: 会社法に基づき、会社には、少なくとも 2 名の株主 (個人又は事業体) がいなければなりません。一般的に、株主には以下の権利があります – (i) 株主総会 (「**GMS**」) に出席し、票決する権利、(ii) 配当金の支払及び清算後の残余資産の分配を受ける権利、(iii) 新規発行株式を、同クラスの株式の保有比率に応じて引き受ける権利。
- ii. **取締役会 (BoD)**: 会社には、BoD のメンバーである取締役が 1 名以上いなければなりません。取締役は、会社の日々の経営について責任を負い、会社の帳簿の締め日から 6 か月以内に、株主総会 (「**GMS**」) に年次報告書を提出します。

さらに、BoD には、特別株主名簿 (Daftar Khusus Pemegang Saham) を作成し、保管する義務があります。当該名簿には、BoD メンバー、BoC メンバー及びこれらの家族が所有する当該会社株式及びその他会社株式、並びにこれら株式の取得日に関する情報を記載します。

- iii. **コミサリス会 (BoC)**: BoC は、会社経営を監督する責任を負い、会社経営のポリシー及び実効性に関して必要な助言を BoD に提供します。

BoD及びBoCの選任: BoD及びBoCは、株主が、株主総会(GMS)により特定の期間について選任するものであり、その後の期間について再任されることもあります。BoD及びBoCの選任、解任又は変更については、法務人権省に届出する必要があります。

PMA企業の外国人取締役及びコミサリス: PMA企業の取締役は、人事担当の取締役 (及びその他人員) を除く全員を、外国人とすることができます。一方、PMA企業のコミサリス会 (BoC) は、全員外国人で占めることができます。

4.2 名義貸しの禁止

投資に関する2007年法律第25号(2020年法律第11号による改正を含む) (「投資法」)は、ある人又は会社が他の人に代わってPMA企業及びPMDN企業の株式を保有する手法である名義貸しを、明示的に禁止しています。名義貸しは、法の運用により無効となります。

4.3 全般的報告義務

A. BKPM に対する投資活動報告

リスクベースの事業許可に関するガイドライン及び監督手順に関する2021年BKPM規則第5号に基づき、すべての事業活動者には、投資活動報告書(Laporan Kegiatan Penanaman Modal = **LKPM**)の提出が義務付けられています。ただし、(i) 投資額が5000万インドネシアルピア以下の場合、又は(ii) 上流石油・天然ガスサービス、銀行サービス、銀行以外の金融サービス、又は保険活動を行う場合は、前記の例外となります。

LKPM報告書は、以下の報告期間内にOSSシステムを通じてBKPMに提出する必要があります。

- i. 建設駐在員事務所(BUJKA)は、年次LKPM報告書を、毎年翌年の1月10日に提出しなければなりません。
- ii. 投資額が5000万インドネシアルピア超5億インドネシアルピア以下の会社、及び外国駐在員事務所(KPPA)又は外国商事駐在員事務所(KP3A)は、年次LKPM報告書を、年に2回、7月10日と翌年の1月10日に提出しなければなりません。
- iii. 投資額が5億インドネシアルピアを超える会社は、年次LKPM報告書を、四半期毎、すなわち、4月10日、7月10日、10月10日及び翌年の1月10日に提出しなければなりません。

B. 労働省(「MoM」)に対する会社の労働力報告義務

会社の雇用報告義務に関する1981年法律第7号により、すべての会社に、MoMに対する労働力報告義務(Wajib Lapor Ketengakerjaan di Perusahaan = **WLTK**)があります。当該報告は、年一回、毎回当該年の12月に行う必要があります。OSSシステム上、会社の事業基本番号(NIB)が発行されると、会社の初回報告書が受理されたとみなされます。

4.4 会社の社会的責任

会社法及び関連規則に基づき、天然資源事業の会社には、会社の社会的責任(「CSR」)に関する年間プログラムを設ける義務があります。CSR プログラムに関する報告は、会社の年次報告書に盛り込み、株主に開示する必要があります。

4.5 通貨

通貨に関する 2011 年法律第 7 号に基づき、インドネシア共和国領域内における支払取引、その他金銭債務の決済及びその他金融取引の一切において、ルピアの使用が義務付けられています。

一方、以下を含む特定の取引は、前記義務の適用除外とされています — (i) 国家予算遂行のための取引、(ii) 海外(の国家関連機関)との間で授受される補助金という形の取引、(iii) 国際貿易取引、(iv) 外国通貨建ての銀行預金における取引、及び (v) 国際金融取引。

4.6 言語

国旗及び国語、国章並びに国歌に関する2009年法律第24号、及びその実施細則により、特に、インドネシア共和国の政府機関、インドネシアの民間企業又はインドネシアの個人がかかわる覚書又は契約には、インドネシア語の使用が義務付けられています。

相手方が外国人である取引契約の場合、契約書を2つの言語(インドネシア語と外国人当事者の言語又は英語)で作成することができます。実際には、両当事者は、信託に基づく担保権を付与する証書の場合のようにインドネシア語の使用が義務付けられている場合を除き、紛争の発生時にどの言語を支配言語とするかについて合意することができます。

5. 雇用

インドネシアの雇用セクターには、労働力に関する 2003 年法律第 13 号(雇用創出に関する 2020 年法律第 11 号による直近の改正を含む)(「労働法」)及びその実施細則が適用されます。

労働法は、インドネシア国内で就労するインドネシア人労働者と外国人労働者(Tenaga Kerja Asing = TKA)の両方に適用されます。

5.1 雇用契約

労働法は、概ね、ベースとなる以下の契約に基づく2種類の雇用を認めています – (i) 期間の定めのない雇用契約 (Perjanjian Kerja Waktu Tidak Tertentu = **PKWTT**)、及び (ii) 期間の定めのある雇用契約 (Perjanjian Kerja Waktu Tertentu = **PKWT**)。

付記すると、労働法に基づき、外国人労働者 (TKA) の雇用は、PKWT の取決めにより行わなければならない、TKA を PKWTT の取決めにより雇用することはできません。

A. 契約期間

PKWT は、特定の期間、又は一時的な性質の1つの仕事もしくは作業の完了に基づき、結ぶことができます。PKWT を半永久的な仕事に利用することはできません。重要なこととして、以前 PKWT に課されていた、期間は2年以下 (ただし、1回のみ最長1年間の延長、又は1回のみ最長2年間の更新が可能) という制限が、オムニバス法により撤廃されました。新たな労働法は、雇用者と従業員が雇用期間について合意することを認めています。PKWTT 契約の方は、言うまでもなく、期間を定めずに結ばれます。

B. 雇用契約の形態

雇用契約は、口頭でも書面でも結ぶことができます。口頭による雇用契約には、従業員に対する採用通知 (少なくとも、従業員の氏名、住所、雇用日、雇用の種類及び給与が記載されたもの) による裏付けが必要です。

さらに労働法の規定により、書面による雇用契約には必ず、少なくとも以下のものが含まれていなければなりません。

- i. 会社の名称、住所及び業種
- ii. 従業員の氏名、性別、年齢及び住所
- iii. 職種
- iv. 就労場所
- v. 給与額及びその支払方法
- vi. 雇用者と従業員双方の権利義務を記載した職務内容
- vii. 労働契約の発効日及び期間
- viii. 労働契約が締結された場所及び日

ix. 労働契約の両当事者の署名

5.2 業務委託

オムニバス法は、労働法にあった業務委託に関する規定を撤廃しました。以前の制度下では、主要な／中核的仕事以外の仕事についてのみ、業務委託することができました。オムニバス法下では、業務委託の対象業務について、一切種類の制限はありません。

さらに、オムニバス法は、業務請負企業に新たな義務を課しており、当該企業は、雇用保護のための事業譲渡(TUPE)に関する規定を含む期間の定めのない契約、すなわち PKWTT 契約に基づき、従業員を雇用しなければなりません。その主たる目的は、業務を請け負う従業員の権利を保護し保証することです。

5.3 従業員の賃金

従業員の賃金は、以下の要素から構成されます — (i) 基本給、(ii) 固定額の手当、及び (iii) 固定額ではない手当。基本給と固定額の手当のみから構成される場合、基本給の金額は、基本給と固定額の手当を足した合計額の75%以上としなければなりません。

労働法には、国が保障する最低賃金の規定はありません。一方、各州には最低賃金の規定があります。最低賃金は、適正な生活の基本的需要すべての費用に見合う程度を基準としなければなりません。したがって、重要なこととして、雇用者が、各州、県又は市について規定された最低賃金を下回る賃金を支給することは、禁止されています。

5.4 年金及び社会保険

すべての雇用者には、従業員を社会保障制度、すなわち、(i) BPJS Healthcareが運営する医療社会保険、及び (ii) BPJS Employmentが運営する雇用社会保険に加入させる義務があります。インドネシア国内での就労期間が6か月未満の外国人従業員、及び連続する6か月以上海外で生活するインドネシア国民は、前記社会保障制度への加入義務を免除されます。

注目すべきこととして、オムニバス法には、新しい社会保障制度、具体的には、BPJS Employment及び中央政府が運営する失業保険(Jaminan Kehilangan Pekerjaan)の規定があります。この保険は、会社から契約解除された従業員に給付されます。失業保険による給付には、現金、求人市場情報及

び職業訓練へのアクセスが含まれ、請求額の上限は、関連する従業員の賃金6か月分に相当する金額となります。

5.5 雇用契約の解除

雇用法では、以下の事象のいずれか1つが発生した場合、雇用契約は解除されると規定されています。

- i. 従業員の死亡
- ii. 雇用契約の終了
- iii. 特定の仕事の完了
- iv. 労使関係紛争の和解に関する法的拘束力のある裁判所判決及び／又は機関の決定の発行
- v. 雇用契約、会社規則(Peraturan Perusahaan = **PP**)又は労働協約(Perjanjian Kerja Bersama = **PKB**)に基づき判断される一定の条件

上記以外の理由で期間の定めのある雇用契約(PKWT契約)が解除される場合、雇用契約を終了させる当事者は、他方当事者に対して補償金を支払う必要があり、その金額は、従業員が雇用契約の終了までに受領する権利を有していた賃金と同額となります。

重要なこととして、雇用者は、オムニバス法に基づき、雇用法に列記されている条件以外に、従業員の解雇理由となり得る一定の条件を含めることができるようになりました。かかる理由は、労働法に違反しない限り、認められます。

A. 雇用契約解除理由

前項に記載のとおり、労働法第154A条により、以下事由の1つ以上が発生した場合、雇用契約解除の理由となります。

- i. 会社が法人活動(すなわち、合併、吸収、統合又はスピンオフ)を行い、従業員が雇用継続を希望しない
- ii. 会社が損失により、リストラ策を講じている
- iii. 2年連続で赤字が続いている
- iv. 不可抗力
- v. 債務支払義務の停止
- vi. 破産
- vii. 雇用者の活動を理由とする従業員の解除請求

- viii. 機関による労使関係の解決命令の発行
- ix. 従業員の辞職
- x. 従業員が2度の呼び出しを受けて5日間欠勤する
- xi. 従業員が雇用契約、会社規則(PP)又は労働協約(PKB)に違反する
- xii. 従業員が犯罪行為により6か月以上拘留される
- xiii. 従業員の疾病の長期化
- xiv. 従業員の退職
- xv. 従業員の死亡

上記理由が認められているとしても、雇用者は、雇用契約解除を阻止するため、あらゆる努力を講じなければなりません。これを怠った場合、雇用者と対象の従業員又は労働組合(対象の従業員が加入している場合)との間で、雇用契約の解除について交渉することが必要になります。交渉が成立しない場合、雇用者は、労使紛争解決裁判所の決定を受けた後に初めて、雇用契約を解除することができます。

B. 退職金

雇用者が期間の定めのない雇用契約(PKWTU契約)を解除する場合には、従業員に退職金、功労金及び補償金(該当するところに応じる)を支払う義務があります。従業員の退職パッケージは、以下のとおり計算されます。

退職金		功労金		補償金
就労期間	支給額／ 給与月額	就労期間	支給額／ 給与月額	
1年未満	1	3～6年	2	補償金の要素には、以下が含まれます。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 取得されていない年次休暇 ▪ 従業員の故郷までの交通費 ▪ 雇用契約、会社規則(PP)又は労働協約(PKB)に規定されたその他補償金
1～2年	2	6～9年	3	
2～3年	3	9～12年	4	
3～4年	4	12～15年	5	
4～5年	5	15～18年	6	
5～6年	6	18～21年	7	
6～7年	7	21～24年	8	
7～8年	8	24年超	10	
8年超	9			

5.6 労使関係

労働法により、従業員10名以上の会社には、関連する地方の労働局が承認する会社規則(PP)を制定する義務があります。雇用者は、PPの制定にあたり、従業員又は労働組合の推奨事項を民主的に考慮しなければなりません。PPは、その承認後、最長2年間有効となります。

ただし、雇用者が既に労働協約(PKB)を結んでいる場合、PPの制定義務はありません。この場合、PKBは、労働組合との交渉及びその同意に基づき制定したものでなければなりません。

5.7 外国人労働者の雇用

労働法及び外国人労働者の雇用に関する2021年政府規則第34号に基づき、外国人労働者の雇用を計画している雇用者には、下記書面の作成が義務付けられています。

- i. OSS システムを通じて中央政府により承認された外国人労働者雇用契約(Rencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing = **RPTKA**) – 就労許可証として有効
- ii. 労働省への届出 – 一時滞在査証及び許可の発行手続のための書類として有効

上記にかかわらず、以下の者は、労働法により、RPTKA 義務を免除されています – (i) 一定数の株式を保有する取締役又はコミサリス、(ii) 外国大使館代表事務所の外交官及び領事館員、及び (iii) 緊急事態により停止された製造工程、職業プログラム、技術系新興事業、ビジネス会議、又は一定期間の研究のために必要な外国人労働者。

重要なこととして、外国人従業員が、人事責任者、労使関係マネージャー、人事マネージャー、及びその他同様の役職を含む人事管理関係の役職に就くことは、禁止されています。

6. 紛争解決

国際投資においては、契約上の権利義務の確実性、安定性及び執行可能性を確保するため、紛争解決の場所及び準拠法の選択が重要です。

6.1 法の選択

インドネシア民法は、契約の準拠法を契約当事者間で決めることを認めています。両当事者が外国法を準拠法に選択した場合、インドネシアの裁判所は、その決定を尊重しなければなりません。インドネ

シア人が当事者である契約に法の選択規定がない場合、自動的にインドネシア法がインドネシアの裁判所における手続で適用されます。

6.2 言語の要件

インドネシア人当事者との契約における言語の選択について検討する際には、リスク評価の実施が必須です。当該リスク評価において検討すべき要素には、契約の性質、準拠法、紛争解決の仕組み、他方当事者であるインドネシア人の身元、及び当該契約がインドネシア国内における履行又は執行を必要とする可能性の有無が含まれます。一般的に、契約に高いリスクがあると考えられる場合、当事者らは、2言語による締結に合意することになるでしょう。2つの言語版に不一致がある場合には、外国語版(通常、英語版)が優先することになります。

2言語による契約の署名には、以下の2つの方法があります。

- i. **2言語による締結:** 英語とインドネシア語の両方で契約を草稿し、締結することができます。ただし、実際には、両言語版について同時に交渉し確定させるのは困難なことが多く、スケジュールが厳しい場合には一層困難です。
- ii. **署名後の翻訳:** 別の方法として、契約を英語で草稿及び締結し、特定の期間内(例えば、英語版の締結後30日から60日以内)に、あるいは一方当事者がインドネシア語訳を要求するか何らかの目的でインドネシア語訳が必要となったときに、かかる翻訳を提供するよう両当事者に義務付ける規定を盛り込むこともできます。

6.3 民事訴訟

両当事者が、紛争発生時にはインドネシアの裁判所を紛争解決の場所にするという選択に合意した場合、民事訴訟を開始するには、当事者の一方が関連の地方裁判所に民事上の請求を提起する必要があります。インドネシア法上、紛争の当事者は、裁判所手続を始める前に、まずは調停を通じて紛争を解決する努力をしなければなりません。調停が不調に終わった場合、裁判官から審理日が設定され、訴訟を開始できます。

書面が裁判所で認容されるためには、インドネシア語で作成されているか、インドネシア語に翻訳されている必要があります。さらに、裁判所において当事者の代理を務めることができるのは、インドネシア弁護士協会の発行した免許を保有するインドネシア弁護士のみです。

重要なこととして、外国裁判所判決は、インドネシア国内では執行されません。新たに訴訟手続を開始し、事案全体についてインドネシア法に基づいた訴訟手続をあらためて行う必要があります。ただし、インドネシアの裁判所手続において外国判決を裏付証拠とすることはできます。

6.4 仲裁

インドネシアにおける仲裁の法的根拠は、仲裁及び代替的紛争解決に関する1999年法律第30号（「**仲裁法**」）に規定されています。仲裁法は、裁判所の介入を制限し、司法の負担を低減させ、仲裁判断の執行可能性を保証するために制定されました。

重要なこととして、インドネシアは、1958年外国仲裁判断の承認と執行に関するニューヨーク条約（「**ニューヨーク条約**」）の加盟国であるため、相互承認留保及び商事仲裁留保を行っています。

インドネシアには、以下に挙げる3つの主要な仲裁機関があります。

- i. インドネシア国立仲裁協会 (Badan Arbitrase Nasional Indonesia = **BANI**)
- ii. インドネシア資本市場仲裁委員会 (Badan Arbitrase Pasar Modal Indonesia = **BAPMI**)
- iii. シャリア国立仲裁機関 (Badan Arbitrase Syariah Nasional = **BASYARNAS**)

仲裁法に基づき、いずれの法人も、仲裁手続の当事者になることができます。紛争の当事者は、書面で作成されていることを要件とする仲裁契約に基づき、仲裁手続を開始します。

A. 審理廷の選択

仲裁法には、当事者が、1名の仲裁人、又は第3の仲裁人を任命する権限を有する2名の仲裁人の任命に合意する条件の規定がありますが、当事者が代替的構成の審理廷を手配することを明示的に禁止する規定は一切ありません。

B. 仲裁規則

一方、紛争の当事者は、両当事者が合意する規則に従い、個別仲裁又は機関仲裁を選択することができます。当事者は、書面により仲裁規則の修正を決定することもできます。ただし、当該修正は、仲裁法又は仲裁管理機関規則の強行規定に違反しないものであることが条件です。

6.5 仲裁判断の執行

A. 国内の仲裁判断

仲裁法に基づき、国内の仲裁廷で実施された仲裁手続により下された仲裁判断は、最終的かつ拘束力を有するとみなされます。仲裁判断を不服として上訴することはできません。仲裁人又はその代理人は、仲裁判断が下された後、これを関連の地方裁判所に提出し、登録しなければなりません。敗訴当事者が仲裁判断に従うことを拒絶した場合、勝訴当事者は、裁判長に申立を行い、申立の提出から30日以内に執行命令を発行するよう求めることができます。

B. 外国の仲裁判断

外国の仲裁判断の執行手続は、関連する地方裁判所の事務局に仲裁判断を登録することから始まります。仲裁法に基づき、外国の仲裁判断は、インドネシアの裁判所が、中央ジャカルタ地方裁判所による「執行認許」の発行を通じて当該仲裁判断を承認した後に初めて、執行可能となります(インドネシア共和国が仲裁対象である紛争の当事者である場合は除く)。

敗訴当事者が執行認許に基づく自己の義務を履行しない場合、命令を執行する当事者は、地方裁判所裁判長に対し、当該仲裁判断の執行命令(執行令状)を発行するよう申し立てることができます。

十分な規則による枠組みがあるにもかかわらず、インドネシアの裁判所が、特に仲裁合意の有効性及び外国の仲裁判断の執行に関して様々な判断を下すため、仲裁判断を執行する紛争当事者は、実際には困難に直面することとなります。

7. 再編、破産及び清算

7.1 破産及び債務支払の停止

破産及び債務支払義務の停止に関する2004年法律第37号(「破産法」)は、下記の2種類の手続を認めています。

- i. 破産手続 — この場合、債務者は、自己の資産の管理及び処分を行う権能を喪失します
- ii. 債務支払義務の停止 (Penundaan Kewajiban Pembayaran Utang = **PKPU**) 手続 — この場合、債権者又は債務者自身の要求により、債務者には、最終的に債権者を満足させるため、自己の債務を再編し事業を継続する一時的救済が認められます。

破産と PKPU の主な相違点を以下の表に示します。

	破産	PKPU
目的	清算又は再編	再編
債務者の資産の管理	保佐人が管理し、裁判官が監督する	管財人と債務者が共同管理する
票決権	無担保債権者 (<u>注</u> : 有担保債権者は、無担保債務の範囲に限り、破産手続事項に関する票決権を有する)	全債権者
上訴	破産宣告は、最高裁判所による直接審理の対象となる可能性がある	裁判所の終了手続により、債務者は、破産を宣告され、その後審理を受ける権利は与えられない

以下の場合、法人は「支払不能状態」と判断されます — (i) 2 名以上の債権者が存在し、かつ、(ii) 1 つ以上の債務について、支払期限到来時に支払ができない場合。ある会社又は個人が支払期限の到来した 1 件以上の債務の支払ができない場合、1 名以上の債権者、検察官、又は個人もしくは会社は、商事裁判所に破産申立を提出することができます。

特定の状況下では、下記の者だけが破産申立を提出することができます。

- i. 債務者が銀行の場合、インドネシア中央銀行
- ii. 債務者が証券会社、証券取引所、決済保証機関、又は預託決済機関の場合、インドネシア資本市場監督庁 (Badan Pengawas Pasar Modal = **BAPEPAM-LK**)
- iii. 破産申立に公益がかかわる場合、検察官
- iv. 保険会社、再保険会社、年金基金会社又は国有株式会社 (persero) に対する破産申立の場合、財務省

7.2 債務支払義務の停止の解除

管財人、監督判事もしくは債権者のいずれか、又は自己の裁量に基づく商事裁判所は、以下のいずれかの場合、債務支払義務の停止(PKPU)の解除を要求できます。

- i. PKPU 手続の過程で、申立人が悪意をもって、自己の資産又は自己の債権者の権利を棄損する何らかの行為を講じた場合
- ii. 申立人が、債務支払義務の停止期間中に、PKPU 管理人による承認を受けず、経営行為を行うか、自己の資産のいずれかの部分に関する権利を譲渡した場合
- iii. 支払義務の停止が認められた時点又はその後の時点で、申立人が裁判所の命令を無視するか、債務者の資産のために管財人が要求した行為の実施を懈怠した場合
- iv. 申立人の資産が、債務支払の停止をもはや実行できない状態にある場合
- v. 申立人が、債権者に対する債務を適時に履行できると期待できない状態にある場合

7.3 破産宣告への影響

A. 債務者に対する影響

裁判所から債務者の破産状況が発行されると、債務者は、破産資産の管理及び処分を行う権能を喪失します。当該資産に関する法的行為を行う権限は、任命された保佐人に移行します。破産資産を構成するのは、破産宣告時における債務者の全資産です。

原則として、有限責任会社の破産は、その株主には及びません。なぜなら、株主は、有限責任の概念により「保護されている」からです。株主に期待される負担は、資本拠出額の残余未払分の支払が限度となります。

上記に加え、破産が取締役会(BoD)の過誤又は過失によるものであり、会社の資産が債務の埋め合わせに不十分である場合、各 BoD メンバーは、5 年の間に決済されない残余債務について、集合的に責任を負います。

B. 債権者に対する影響

優先債権者又は有担保債権者には、担保として提供されていたか、質権(gadai)、抵当権(fidusia)、モーゲージ(hipotek/hak tanggungan)、又は特権(hak istimewa)が設定されていた資産の売却から派生する収益について、優先的請求権があります。一方、無担保/同位債権者は、残余資産の分配

を分かち合い、自己の債権に関して割合に応じた返済を受けます。無担保／同位債権者は、個別の執行手続ではなく、破産手続を通じ、自己の債権に関する返済を受けることができます。

破産宣告期間中に請求した債権者のみに、破産資産の売却による収益からの支払を請求する権利があることにご留意ください。破産宣告後に発生した債務者の支払義務を、かかる収益を使用して支払うことはできません。ただし、その支払が破産資産全体に利するものである場合には、かかる収益を使用して支払うことができます。

さらに、破産法は、「廃罷訴権 (Actio Pauliana)」の原則を認めています。当該原則に基づき、破産宣告前に債務者及びその相手方が行った法的行為は、当該行為が債権者の権利を害するものである場合、無効とされる可能性があります。

前記法的行為において、破産宣告日前の一年間に自発的行為が実施された場合、立証責任は債務者側にありますが、それ以外の場合、立証責任は債権者側にあります。



Marshall S. Situmorang
Andhitta Audria Putri

marshall.situmorang@nusantaralegal.com
audria.putri@nusantaralegal.com

AIA Central Level 31, Jl. Jendral Sudirman Kav. 48A Jakarta Selatan, 12930 - Indonesia
Tel: +62 21 2709 1321
www.nusantaralegal.com



Kenji Kuroda

kekuroda@kuroda-law.gr.jp

2nd Akiyama Bldg. 5F, 3-6-2 Toranomom
Minato-ku, Tokyo105-0001, Japan
Tel: 81-3-5425-3211 / Fax: 81-3-5425-3299
<https://www.kuroda-law.gr.jp/>